

- 国土交通省が発注する営繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、**令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進**する。

発注方式

次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況			
	全ての週※2で2日※3以上 (新規)	全ての月で4週8休以上 (月単位の週休2日)	全体で4週8休以上 (通期の週休2日)	
I 型	受注者が選択※4	必須	必須	※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。 ※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。 ※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。 ※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。
II 型	受注者が選択	受注者が選択	必須	

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、対象期間の**全ての週で2日以上**の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

対象期間の 現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場 管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- ・ モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- ・ 工事成績評定（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）